

－厚生労働省－

キャリアアップ助成金等の不正受給に関与した代理人等に関する情報に基づき、既に支給済みのキャリアアップ助成金等についても、労働局による不正受給の有無についての確認が適切に行われるよう改善させたもの

支不正受給であることが判明したキャリアアップ助成金等の支給額	4300万円
--------------------------------	--------

(前掲51、52ページ参照)

1 キャリアアップ助成金等の概要等

(1) キャリアアップ助成金等の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。

また、人材開発支援助成金は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、労働者の職業能力開発に係る職業訓練又は教育訓練(以下「訓練等」)等を実施した事業主に対して、国が経費等を助成するものである(キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金を合わせて「キャリアアップ助成金等」)。

キャリアアップ助成金等の支給を受けようとする事業主は、訓練終了日等の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に訓練等の実施内容等を記載した実施状況報告書、雇用契約書等の関係書類を添えて、管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出することなどとなっている。

(2) 事業主以外の者が事業主に代わって支給申請等を行うことができる場合

雇用関係助成金支給要領において、キャリアアップ助成金等の支給申請等手続を事業主以外の者が事業主に代わって行うことができる場合が定められている。具体的には、事業主の会社の従業員、支店長等の事業所の長、事業主の事業所の従業員以外の第三者及び弁護士が行う場合は「代理人」として、社会保険労務士が行う場合は「提出代行者」又は「事務代理者」として、それぞれ支給申請等手続を事業主に代わって行うことができることとなっている(事業主に代わってキャリアアップ助成金等の支給申請等手続を行う者を「代理人等」)。この場合、支給申請書に、代理人等の所在地、名称等を記載することなどとなっている。

(3) 不正受給が確定した場合の労働局における対応

労働局は、不正受給^(注1)を防止する対策として、平成31年4月以降、キャリアアップ助成金等について不正受給であることが確定して、支給決定の取消し等を行った場合には、要領に基づいて、不正受給に関する情報を労働局間で共有することとなっている。その方法は、労働局間等で不正受給に関する情報を共有するシステム(以下「共働支援システム」)に、不正受給を行った事業所名、不正受給の内容等を入力するほか、代理人等が不正受給に関与した事実が確定している場合には、不正受給に関与した代理人等の所在地、名称等の情報を不正受給に関する情報の一部として入力することによることとなっている(共働支援システムにより労働局間で共有される情報を「不正受給情報」)。

(注1) 不正受給 偽りその他不正の行為により本来受けることのできないキャリアアップ助成金等の支給を受けること

2 検査の結果

検査に当たっては、24労働局が^(注2)29年度から令和3年度までの間に支給決定したキャリアアップ助成金等491,046件(支給額計3746億3956万円)を対象とした。

不正受給情報が共有された時点で既に支給済みのキャリアアップ助成金等については、不正受給情報に基づいて、不正受給に関与した代理人等が関与するものではないかなどの確認を行うことと

はなっていない。

そこで、本院は、厚生労働本省を通じて、上記の24労働局に係る支給済みのキャリアアップ助成金等に関する支給データ(平成29年7月から令和4年3月までの間に支給されたもの)の提出を受けて、不正受給に関与したことが確定したため不正受給情報に情報が記載されている代理人等が支給申請に関与していないかについて、支給データと代理人等の情報とを照合することなどにより確認した。

(注3)
その結果、11労働局が支給決定したキャリアアップ助成金等65件について、不正受給情報に情報が記載されている代理人等が支給申請に関与していたことが明らかになったことから、これらのうち過去の不正受給との類似点が多いなどの特徴を有する50件(対象事業主数25事業主、支給申請に関与した代理人等6法人、支給額計6234万円)を選定して、上記の11労働局に対して不正受給の有無に関する調査を行うように求めた。そして、4年7月末現在で、このうち28件(支給額計4548万円)について労働局における調査結果が確定したことから、その内容を確認したところ、表のとおり、このうち22件(支給額計4300万円)について不正受給であることが判明した。これらの不正受給に関与した代理人等は1法人であり、当該代理人等による関与の下で8事業主が支給申請を行っていた。

表 不正受給の有無に関する調査の状況

労働局名	不正受給の有無に関する調査を行うように求めたキャリアアップ助成金等			うち調査結果が確定したもの					
				A			B		
	事業主数(事業主)	支給件数(件)	支給額(円)	事業主数(事業主)	支給件数(件)	支給額(円)	事業主数(事業主)	支給件数(件)	支給額(円)
北海道	1	8	9,204,920	1	8	9,204,920	1	8	9,204,920
東京	1	2	19,950,000	1	2	19,950,000	1	2	19,950,000
石川	2	4	2,240,000	2	4	2,240,000	1	1	600,000
愛知	1	2	268,600	1	2	268,600	0	0	0
京都	4	7	5,520,000	1	1	1,200,000	1	1	1,200,000
大阪	1	1	570,000	1	1	570,000	0	0	0
兵庫	5	5	4,699,600	1	1	2,674,600	1	1	2,674,600
奈良	3	9	7,525,800	1	4	2,965,800	1	4	2,965,800
岡山	4	6	3,675,360	0	0	0	0	0	0
徳島	1	1	2,280,000	0	0	0	0	0	0
福岡	2	5	6,410,720	2	5	6,410,720	2	5	6,410,720
計	25	50	62,345,000	11	28	45,484,640	8	22	43,006,040
調査結果が確定したものに対する不正受給が判明したものの割合 (B/A)								78%	94%

(注) 割合については小数点以下を切り捨てている。

このように、代理人等が関与した不正受給情報を各労働局が共有した場合に、その時点で既に支給済みのキャリアアップ助成金等についても、当該代理人等が関与した不正受給が行われていないかの確認を行うことが重要であるにもかかわらず、その確認が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 24労働局 北海道、岩手、山形、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、大分、宮崎各労働局

(注3) 11労働局 北海道、東京、石川、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、徳島、福岡各労働局

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同本省において、不正受給の有無の確認が適切に行われるよう、4年8月に、代理人等が関与した不正受給情報を各労働局が共有した場合に、その時点で既に支給済みのキャリアアップ助成金等を対象として、当該代理人等が関与した不正受給が行われていないかの確認を適切に行うこととして、その具体的な方法を定めるとともに、労働局に対して通知を発して、上記の確認を適切に行うよう周知徹底を図る処置を講じた。